

別表第三 特定化学物質

一	第一類物質	1	ジクロロベンジジン及びその塩
		2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩
		3	塩素化ビフェニル(別名PCB)
		4	オルト-トリジン及びその塩
		5	ジアニシジン及びその塩
		6	ベリリウム及びその化合物
		7	ベンゾトリクロリド
		8	1から6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)
二	第二類物質	1	アクリルアミド
		2	アクリロニトリル
		3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
		3の2	インジウム化合物
		3の3	エチルベンゼン
		4	エチレンジイミン
		5	エチレンオキシド
		6	塩化ビニル
		7	塩素
		8	オーラミン
		9	オルト-フタロジニトリル
		10	カドミウム及びその化合物
		11	クロム酸及びその塩
		11の2	クロロホルム
		12	クロロメチルメチルエーテル
		13	五酸化バナジウム
		13の2	コバルト及びその無機化合物
		14	コールドタル
		15	酸化プロピレン
		16	シアン化カリウム
		17	シアン化水素
		18	シアン化ナトリウム
		18の2	四塩化炭素
		18の3	一・四-ジオキサン
		18の4	一・二-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)
		19	三・三-ジクロロ 四・四-ジアミノジフェニルメタン
		19の2	一・二-ジクロロプロパン
		19の3	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
		19の4	ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
		19の5	一・一-ジメチルヒドラジン
		20	臭化メチル
		21	重クロム酸及びその塩
		22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
		22の2	スチレン
		22の3	一・一・二・二-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
		22の4	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)
		22の5	トリクロロエチレン
		23	トリレンジイソシアネート
		23の2	ニツケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
		24	ニツケルカルボニル
		25	ニトログリコール
		26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
		27	パラ-ニトロクロルベンゼン
		27の2	砒(ひ)素及びその化合物(アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。)
		28	弗(ふつ)化水素
		29	ベータ-プロピオラクトン
		30	ベンゼン
		31	ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩
		31の2	ホルムアルデヒド
		32	マゼンタ
		33	マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
		33の2	メチルイソブチルケトン
		34	沃(よう)化メチル
		35	硫化水素
		36	硫酸ジメチル
		37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
三	第三類物質	1	アンモニア
		2	一酸化炭素
		3	塩化水素
		4	硝酸
		5	二酸化硫黄
		6	フェノール
		7	ホスゲン
		8	硫酸
		9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

次の物質の業務については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません

- エチルベンゼン等(塗装業務)
- 一・二-ジクロロプロパン(洗浄・払拭業務)
- クロロホルム(有機溶剤業務)
- 四塩化炭素(有機溶剤業務)
- 1・4-ジオキサン(有機溶剤業務)
- 1・2-ジクロロエタン(有機溶剤業務)
- ジクロロメタン(有機溶剤業務)
- スチレン(有機溶剤業務)
- 1・1・2・2-テトラクロロエタン(有機溶剤業務)
- テトラクロロエチレン(有機溶剤業務)
- トリクロロエチレン(有機溶剤業務)
- メチルイソブチルケトン(有機溶剤業務)

別表第五 四アルキル鉛等業務

一	四アルキル鉛(四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。)	を製造する業務(四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)
二	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務(四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)	
三	前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)	
四	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン(四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。)(以下「四アルキル鉛等」という。)	によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
五	四アルキル鉛等を含有する残さい物(廃液を含む。以下同じ。)	を取り扱う業務
六	四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器	を取り扱う業務
七	四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務	
八	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務	(第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)